

「補助金、負担金等適正化基本方針」
に基づく補助金等の検証・見直しの進め方について

はじめに

本市では、令和元年10月に「補助金、負担金等適正化基本方針」を策定し、公益性、有効性、公平性、適格性、透明性といった本市の補助金等の交付における基本原則を示すとともに、事業補助の原則化、補助目的の明確化及び具体化、補助効果の検証、補助対象経費の限定等といった具体的な対応策を定めました。

この基本方針に基づき、令和5年度までの間に市が交付する111の補助金等について、検証・見直しを行いました。が、今後の社会情勢や市民ニーズの変化等に対応するためにも、定期的に補助金等の検証・見直しを行う必要があります。よって、このたびその具体的な進め方について取りまとめることとしました。

補助金等検証・見直しの進め方①

(1) 検証・見直しの対象補助金等

検証・見直しの対象となる補助金等は、岸和田市補助金等交付規則（以下「規則」という。）の規定に基づく補助金等（規則第20条第2号から第4号までに規定する補助金等を除く）とします。ただし、国等の補助制度に基づき運用されている補助金等は対象外とします。

(2) 検証・見直しのサイクル

原則5年程度のサイクルで検証・見直しを行うこととします。

	n年度	n+1年度	n+2年度	n+3年度	n+4年度	n+5年度
現行補助金						
検証・次期方向性の決定						
見直し実施後のサイクル ①						
見直し実施後のサイクル ② (見直しに時間を要するもの)						

補助金等検証・見直しの進め方②

(3) 統一的な評価基準の策定

補助金等の検証・見直しにあたっては、統一的な評価基準のもとで補助の適否について判断することが必要です。よって、補助金等評価検証シートにより「維持継続」「内容を改善」「停廃止の検討」等の評価を行うこととし、評価の内容を踏まえ、次期サイクルの補助金等の方向性を決定します。

なお、必要に応じて外部委員会から意見を聴取することとします。

(4) 補助金等評価検証シートの公表

すべての補助金等評価検証シートについては公表することとします。

補助金等検証・見直しの進め方③

《補助金等評価検証シートの例》

令和 年度 補助金等評価検証シート							
							補助金等所管課
1.補助金等の基本データ							
補助金等名称							
根拠(条例・規則・要綱名)							
予算科目	款	項	目	事業名称			
補助金等の交付先							
補助金等交付開始年度							
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度
2.補助金等の概要							
補助の目的							
補助事業の内容							
補助対象経費の内容							
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)							
交付実績		令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(予算)		
補助金決算(予算)額		千円	千円	千円	千円		
うち国府補助金		千円	千円	千円	千円		
うちその他特定財源		千円	千円	千円	千円		
うち一般財源		千円	千円	千円	千円		
3.補助金検証・見直し方針に基づく検証							
評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること (評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)							
公益性							
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか						
所管課評価	評価の理由						
有効性							
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にのみに資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか						
所管課評価	評価の理由						

公平性	
観点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
適格性	
観点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
補助目的	
観点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
補助対象経費	
観点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
必要性①	
観点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
必要性②	
観点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
必要性③	
観点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか
所管課評価	評価の理由
必要性④	
観点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か
所管課評価	評価の理由
4.検証に基づく評価	
評価	評価の理由

補助金等検証・見直しの進め方④

(5) 補助団体の財務状況を踏まえた補助金等停廃止の取扱い

基本方針4適正化に向けた取組（対応策）（5）にて、補助団体の財務基盤や規模を考慮したうえで、原則、補助金等を一旦停止するとありますが、停廃止の具体的な取り扱いは下記のとおりとします。

ア【停止→再交付】

3か年連続して補助額の3倍以上の繰越金又は5倍以上の内部留保があることにより補助金等が停止となった後、繰越額が3倍未満又は内部留保額が5倍未満になったときは、補助金等検証評価シートによる評価のうえ、補助金等の再交付を可能とする。

	n年度	n+1年度	n+2年度	n+3年度	n+4年度	n+5年度
補助金等交付	→				再交付	→
補助金等停止				→		
繰越金3倍又は内部留保5倍以上	→					
繰越金3倍又は内部留保5倍未満					→	

補助金等検証・見直しの進め方⑤

(5) 補助団体の財務状況を踏まえた補助金等停廃止の取扱い

基本方針4適正化に向けた取組（対応策）（5）にて、補助団体の財務基盤や規模を考慮したうえで、原則、補助金等を一旦停止するとありますが、停廃止の具体的な取り扱いは下記のとおりとします。

イ【停止→廃止】

補助額の3倍以上の繰越金又は5倍以上の内部留保があることによる補助金等の停止期間が3か年連続した場合、当該補助金は廃止とする。

	n年度	n+1年度	n+2年度	n+3年度	n+4年度	n+5年度	n+6年度
補助金等交付	→						
補助金等停止				→			
補助金等廃止							→
繰越金3倍又は内部留保5倍以上	----->						